

見積作成・加入手続きは簡単便利なインターネットから!!

PCからの場合は、**ふくしの保険** 検索

<https://www.fukushihoken.co.jp/> よりアクセス!!

The screenshot shows the homepage of fukushihoken.co.jp. A red dashed arrow points from the 'User-ID・PW取得申込' (User-ID・PW acquisition application) section to the 'User-ID・PW application' button on the login page. Another green arrow points from the '保険料試算' (Insurance premium calculation) section to the 'Insurance premium calculation' button on the same page.

ユーザーID・PW取得申込
新規ご検討の場合、ユーザーID・パスワードを取得いただくと専用Webサイトで見積書の作成・保存・印刷などをご利用いただけます。

保険料試算
法人包括プランなど令和8年度の保険料試算はホームページ「お知らせ」のリンクから行ってください。

社会福祉施設の保険

・ しせつの損害補償
・ 保育所・認定こども園の損害補償

しせつの損害補償
保育所・認定こども園の損害補償 専用ログイン

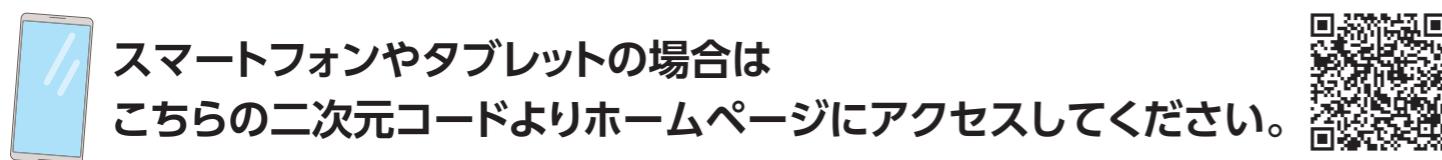
ユーザーID [] パスワード [] 表示 ログイン

ユーザーID、パスワードをお忘れの方は取扱代理店にお問い合わせください。

新規でお見積の施設の方
ユーザーID・パスワード取得申込をいただくと、専用Webサイトで見積書の作成・保存・印刷のほか、各種資料も閲覧できます。ご検討の段階から是非ご利用ください。

ユーザーID・パスワード申請

しせつの保険料試算 保育所・認定こども園の保険料試算 インターネット加入要項



見積作成や補償内容などの照会はこちらまで

お問い合わせ先(取扱代理店)

株式会社 福祉保険サービス

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL:03-3349-5137 受付時間／平日 午前9時から午後5時まで(土日、祝日、年末年始を除きます。)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会(総務部)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL:03-3581-7820 FAX:03-3581-7854 受付時間／平日 午前9時30分から午後5時30分まで(土日、祝日、年末年始を除きます。)

・社会福祉施設総合損害補償「保育所・認定こども園の損害補償」の各補償は、全国社会福祉協議会が引受保険会社(損害保険ジャパン株式会社)と締結した保険約款により行います。

・このパンフレットは概要になります。詳細は「保育所・認定こども園の損害補償」の手引または、ふくしの保険ホームページをご参照ください。

また、ご不明な点等につきましては福祉保険サービスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

社会福祉法人等が経営、運営する

保育所・認定こども園の

賠償・傷害事故と、

法人の経営にともなう

リスクを幅広く補償します。



保育所・認定こども園の損害補償の手引 簡易版

「保育所・認定こども園の損害補償」に新たな加入方式「法人包括プラン」ができました。
従来の「保育所・認定こども園の損害補償(施設単位加入)」と「法人包括プラン(法人包括加入)」のいずれかを選択・加入できます。

法人包括プラン NEW

「法人包括プラン」は、福祉施設・事業を経営・運営する社会福祉法人が加入対象です。(社会福祉協議会を除く)



保育所・認定こども園の損害補償 (従来の加入方式)

「法人包括プラン」・「保育所・認定こども園の損害補償(従来の加入方式)」ともプラン1~4は、共通内容です。

セットプラン 基本セット・天災セット

プラン1 保育所業務の補償

①基本補償

■看護職の賠償責任補償

■クレーム対応サポート補償

②個人情報漏えい対応補償

③保育所の什器・備品損害補償

プラン2 保育所利用者の補償

①園児の傷害事故補償

②来園者の傷害事故補償

③園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 職員等の補償

①保育所の労災事故補償

■職員の労災上乗せ補償

■使用者賠償責任補償

②役員・職員の傷害事故補償

③役員・職員の感染症罹患事故補償

④雇用慣行賠償責任補償

プラン4 法人役員等の補償

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

保険期間 | 令和8年4月1日～令和9年4月1日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

ご加入手続きは、
簡単便利なインターネットから!
令和8年2月2日(月)受付開始

「保育所・認定こども園の損害補償」3つの特色

※本パンフレットでは認可保育所ならびに認定こども園を保育所と表記します。

～事故・紛争の円満解決のために～

さまざまなリスクに対応

保育所に必要な補償をセットプランと個別プランの4つのプランにて用意しており、保育所業務のための補償や保育所利用者のための補償、保育所職員のための補償を総合的に準備することができます。

さらに充実した
基本補償で

保育所・
認定こども園を
しっかり
補償します!

基本補償に2つの補償を新たに追加!

施設管理・業務遂行リスクの補償

- 施設の所有・使用・管理に起因する事故や業務遂行上の事故に伴う賠償責任
- 施設業務以外の事業・サービスや地域における公益的な取組みの事故に伴う賠償責任
(旧・オプション1 地域子育て支援拠点事業等補償)
- 借用不動産の損壊事故による、建物の貸主に対する賠償責任
(旧・オプション2 保育所の借用不動産賠償事故補償)

メリットを活かした団体契約です
で加入できます。

団体契約のため 有利な補償と 割安な保険料

「保育所の損害補償」は、スケール
ので、個別契約より割安な保険料

加入対象は 認可保育所、認定こども園です

全社協・都道府県社協・市区町村社協(各種別協議会を含む)の会員である社会福祉法人等が運営する認可保育所、認定こども園が対象です。

豊富なオプションでさまざまなリスクに備える

法人リスクの補償

- 看護職の賠償責任補償
- クレーム対応サポート補償
- 施設の什器・備品損害補償
- 個人情報漏えい対応補償
- 雇用慣行賠償補償
- 役員等の賠償責任補償

利用者への補償

- 施設利用者の傷害補償
- 送迎車搭乗中の傷害補償

職員の労災・傷害補償

- 労災の上乗せ補償
- 使用者賠償補償
- 職員の傷害事故補償
- 職員の感染症補償

基本補償(セットプランまたは個別プラン)に新しい加入方式 「法人包括プラン」がラインナップ

社会福祉法人(除く社協)は
どちらかを選択して
加入できます



施設単位加入



NEW 法人包括プラン

従来の加入方式

社会福祉法人専用の 新しい加入方式

- ・補償の対象とする施設明細を作成
- ・施設の追加・廃止の手続きが必要

- ・1契約に全施設をまとめて包括加入
- ・施設明細は不要でらくらく手続き

✓ 「法人包括プラン」で加入すると!

第1種
社会福祉事業
第2種
社会福祉事業
**全ての
施設・事業を
自動補償**
収益事業
公益事業

ポイント1 安心

福祉施設(事業)の明細要らずで、
全ての福祉施設・事業を賠償事故からまとめて補償

ポイント2 便利

期中に新たに始めた福祉施設(事業)も手続き不要で自動補償

ポイント3 簡単

契約時は全ての保育施設の合計定員数の申告のみ

加入申込時は
合計定員数の申告のみでOK。

すべての保育所・事業を包括補償するため
加入漏れの心配なく安心。

途中で増えた施設・事業も
自動的に補償対象となり手間要らず。

ご加入例

加入保育所例

社会福祉法人○△保育会

保育所(定員有)
合計定員数70名(○△保育園60名、一時保育10名)

職員数/20名(政府労災加入職員数)
法人全体の直近の事業収入/1億円

〈保険料計算例(左記加入内容の場合)〉

プラン1-①	基本補償	合計定員数	70名	25,100円
	オプション/クレーム対応サポート補償	合計定員数	70名 Aタイプ	35,000円
プラン2-①	園児の傷害事故補償	保育所定員数	70名 × 5口 =	182,000円
プラン2-②	来園者の傷害事故補償	年間延べ来園者人数	350名 × 2口 =	2,800円
プラン3-①	職員の労災上乗せ補償	職員数	20名 =	36,000円
プラン3-④	雇用慣行賠償補償	法人全体の直近の事業収入	1億円 Bタイプ	24,000円
プラン4	社会福祉法人役員等の賠償責任補償	法人全体の直近の事業収入	1億円 Bタイプ	69,400円

《ご注意》従来型の「施設単位加入」では保育施設の申告(明細)を必要とします。

一方、「法人包括プラン」は保育施設の申告(明細)を省略している点での手続き上の違いはありますが、保険料(掛金)に相違はなく同額です。

保険料計算には、ホームページの計算機能が便利です

ふくしの保険

検索

合計年間保険料

374,300円

プラン1 保育所業務の補償

プラン1-① 基本補償

- 保育所(法人)が、保育所管理や保育所業務に起因する事故により、法律上の賠償責任を負った場合の補償です。
- 賠償責任が発生しない場合にもお支払いすることができる見舞費用も用意しております。

保険金額		自己負担額なし
	基本補償	
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	1億円・7億円
	財物賠償(1事故)	1,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円
	借用不動産賠償事故補償(1事故)	3,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円
お見舞い費用等の	被害者対応費用	1事故→10万円限度／自己負担額なし うち見舞金・見舞品 1名につき→5万円

基本補償・保険料		保険期間1年、一括払
保育所定員合計	保険料	
1~50名	17,300~22,700円	
51~100名	23,900~29,300円	
以降150名まで1~10名増ごとに	1,200円	
151名以降1~10名増ごとに	1,420円	

◆基本補償は保育所事業(サービス)が対象となり、保育所事業(サービス)以外の「地域子育て支援拠点事業等」を補償対象とするには、別途オプション1地域子育て支援拠点事業等補償への加入が必要となります。

オプション 看護職の賠償責任補償

保育所(法人)に勤務する看護師個人が看護職として行う業務に起因して負った法律上の賠償責任を補償するプランです。セットプランまたはプラン1-①基本補償に加入している保育所が対象となります。

保険金額		自己負担額なし
身体賠償	1事故1億円(期間中3億円)	
初期対応費用	1事故 250万円	
被害者対応費用	1事故 5万円	
刑事弁護士費用	1事故 500万円	

保険料 保険期間1年、一括払

1名あたり	5,760円
-------	--------

オプション クレーム対応サポート補償

第三者(利用者、そのご家族、近隣住民等)によるクレームに対応する場合にクレームコンシェルによる各種支援(相談、助言等)サービスを提供するとともに、法的手続きをとる場合の費用(弁護士費用等)を補償するプランです。セットプランまたはプラン1-①に加入している保育所、サービスが対象となります。

※クレームコンシェルとは、クレーム行為に関する被保険者の方の相談窓口で、オペレーター、弁護士、専任コンサルタントが常駐しています。

保険金額・保険料				保険期間1年、一括払、自己負担額なし
施設定員合計	Aタイプ 保険金額50万円	Bタイプ 保険金額150万円	Cタイプ 保険金額300万円	
~50名	19,250円	42,000円	63,000円	
51名~100名	35,000円	75,600円	113,400円	
101名~150名	49,880円	113,400円	160,650円	
151名~200名	66,500円	142,800円	201,600円	
201名~250名	78,750円	168,000円	236,250円	
251名~300名	89,250円	189,000円	264,600円	

301名以上につきましては手引をご参照ください。

プラン1-② 個人情報漏えい対応補償

今年度、保険料を見直し改定(引き下げ)しました。

保育所の園児等の個人情報が漏えいし、保育所(法人)に賠償責任が発生する場合(もしくは発生するおそれがある場合)の補償です。



保険金額・保険料				保険期間1年、一括払
保険金の種類と期間中支払限度額	Sタイプ	Aタイプ	Bタイプ	
第三者への損害賠償に関する補償	500万円	3,000万円	5,000万円	
各種費用保険金	期間中 50万円	期間中 100万円	期間中 200万円	
自己負担額	なし			
年額保険料(掛金)	9,500~56,000円(200名まで)			

プラン1-③ 保育所の什器・備品損害補償

保育所建物内の什器・備品について、幅広い範囲で補償します。偶然な事故のほか、保育所の園児等による破損も補償の対象となります。

保険金額・保険料		保険期間1年、一括払
1事故1年間(通算)	500~1,000万円(現金100万円)	
自己負担額	1事故3,000円	
年額保険料(掛金)	24,000~96,000円	

セットプラン(「基本セット」・「天災セット」)

保育所(法人)が、保育所管理や保育所業務に起因する事故により、法律上の賠償責任を負った場合の補償と、園児が保育所管理下中に急激かつ偶然な外來の事故によりケガをした場合の補償を組み合わせたものです。

●**基本セットプラン:** 賠償補償と園児の傷害事故補償をセットしたプランです。

●**天災セットプラン:** 大型賠償補償と園児の傷害事故補償(天災危険補償付)をセットしたプランです。

保険金額

	基本セットプラン	天災セットプラン
身体賠償(1名・1事故)	1億円・7億円	2億円・10億円
財物賠償(1事故)	1,000万円	1,000万円
受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
借用不動産賠償事故補償(1事故)	3,000万円	3,000万円
事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
被害者対応費用	1名につき5万円 1事故 10万円限度	
死亡保険金	121.2万円	108万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金の4%~100%	
入院保険金(1日あたり)	1,700円	1,500円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	
通院保険金(1日あたり)	1,100円	1,000円
天災補償	なし	あり

※天災セットプランの園児の傷害事故補償では地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されます。

保険料

保育所の賠償事故補償分 保険期間1年、一括払、自己負担額なし

定員数	基本セットプラン 年額保険料	天災セットプラン 年額保険料
1~10名	17,300円	21,300円
11~20名	18,500円	22,800円
21~30名	19,700円	24,300円
31~40名	20,900円	25,800円
41~50名	22,700円	28,000円
51~60名	23,900円	29,500円
61~70名	25,100円	31,000円
71~80名	26,300円	32,500円
81~90名	27,500円	33,900円

+

+

園児の傷害事故補償分 保険期間1年、2口まで加入できます。

園児1名あたり	870円(1口)	1,190円(1口)
151名以降 1~10名増ごとに	1,420円	1,800円

+

+

園児の傷害事故補償分 保険期間1年、2口まで加入できます。

園児1名あたり	870円(1口)	1,190円(1口)

プラン2 保育所利用者の補償

プラン2-① 園児の傷害事故補償

園児が保育所管理下中に急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害(ケガ)を負った場合の補償です。過失の有無に関係なくお支払いすることができるため、保育所事故の早期・円満解決に有効です。

保険料	職種級別A級、保険期間1年、一括払
園児(定員1人1口あたり)	520円

保険金額	10口まで加入できます。
	1口あたりの保険金額
死亡保険金	103万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金日額	800円
手術保険金	入院中の手術:8,000円 外来の手術:4,000円
通院保険金日額	500円

プラン2-② 来園者の傷害事故補償

園児、職員以外の地域子育て支援拠点事業等における来園者が、来園中に、急激・偶然・外来の事故により、身体に傷害(ケガ)を負った場合の補償です。

保険料	職種級別A級、保険期間1年、一括払
年間延べ利用者人数・1名1日・1口あたり	4円

保険金額	10口まで加入できます。
	1口あたりの保険金額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金日額	800円
手術保険金	入院中の手術:8,000円 外来の手術:4,000円
通院保険金日額	500円

プラン2-③ 園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

園児送迎車に搭乗中の方が、急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害(ケガ)を負った場合の補償です。自動車保険など他の保険とは関係なくお支払いします。

保険料	保険期間1年、一括払
法定乗車定員・1名1口あたり	自家用乗用車・バス・自家用貨物車 など 2,000円

保険金額	2口まで加入できます。
	1口あたりの保険金額
死亡保険金	351.5万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金日額	4,000円
手術保険金	入院中の手術:40,000円 外来の手術:20,000円
通院保険金日額	2,600円

プラン3 職員等の補償

プラン3-① 保育所の労災事故補償

■職員の労災上乗せ補償
職員が被った政府労災の対象となる業務上災害、通勤災害について、政府労災の給付金に上乗せして保険金をお支払いします。
死亡時保険金額(補償金額)1,200万円の充実した補償です。

保険料	保険期間1年、天災危険担保特約条項セット、一括払
政府労災申告(加入)職員・1名あたり	1,800円

保険金額 <身体補償>	補償金額
死亡	1,200万円
後遺障害(14級~1級)	20~1,200万円
休業補償(4日目以降)	1日につき 3,000円

保険金額 <災害付帯費用>	保険金額
死亡・後遺障害	5~40万円

使用者賠償責任補償

政府労災、労災上乗せ補償を上回る損害賠償を補償します。

保険料	保険期間1年、天災危険担保特約条項セット、一括払、自己負担額なし
賃金総額100万円あたり	177円

保険金額	自己負担額なし
	保険金支払限度額
1名1億円・1災害3億円	

プラン3-② 役員・職員の傷害事故補償

補償対象とした役員・職員が施設業務従事中および通勤途上に、急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害(ケガ)を負った場合の補償です。加入タイプにより実習生、非常勤保育士、業務補助者を対象とすることも可能です。

保険料	職種級別A級、保険期間1年、一括払
保育所職員・1名1口あたり	3円

プラン3-③ 役員・職員の感染症罹患事故補償

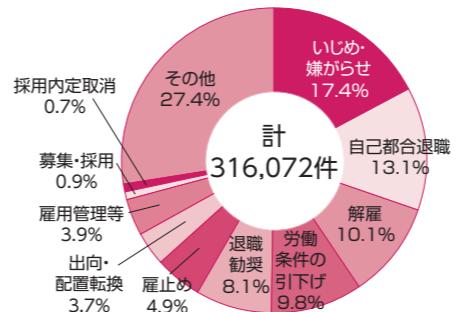
役員・職員の業務遂行に起因して感染症*に罹患した場合の補償です。
※5類感染症への移行に伴い、新型コロナウイルス感染症は対象外となっていますのでご注意ください。

保険料	保険期間1年、一括払
常勤役員・職員1名あたり	300円

プラン3-④ 雇用慣行賠償補償

労働関係におけるトラブルに起因して、法人が負担する損害賠償金、争訟費用を補償します。

個別労働紛争 相談件数の内訳



出典『厚生労働省 個別労働紛争解決制度の施行状況(令和6年度)』

保険金額・保険料

保険金額 (1事故・期間中)	法人全体の事業収入区分別保険料					
	① 3億円以下	② 10億円以下	③ 30億円以下	④ 50億円以下	⑤ 100億円以下	⑥ 200億円以下
Aタイプ 1,000万円	17,040円	52,440円	126,060円	179,950円	233,060円	330,530円
Bタイプ 2,000万円	24,000円	73,920円	177,780円	253,880円	328,860円	466,130円

保険期間1年、一括払、自己負担割合:10%

プラン4 法人役員等の補償

プラン4 社会福祉法人役員等の賠償責任補償

今年度、保険料を見直し改定(引き下げ)しました。

社会福祉法人の役員等の個人が業務として行った行為(不作為を含みます)に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起され、法律上の損害賠償責任・争訟費用を負担することによって被る損害を補償するプランです。

役員等には法人のすべての役員(理事・監事)および評議員、管理職従業員(理事会で選任された施設長・園長などの重要な使用人)が含まれます。*



*会計監査人は除く。

保険金額・保険料	事業収入区分別保険料					
	① 3億円以下	② 10億円以下	③ 30億円以下	④ 50億円以下	⑤ 100億円以下	⑥ 200億円以下
Aタイプ 5,000万円	49,400円 (5,000円)	53,200円 (6,000円)	57,000円 (6,000円)	62,700円 (7,000円)	76,000円 (8,000円)	90,300円 (10,000円)
Bタイプ 1億円	69,400円 (8,000円)	72				